

# 秋田県産米の新規輸出先国の開拓に係るテストマーケティング 業務委託仕様書

※文中の「〇〇」は  
選定した国名

## 第1 目的

秋田県産米のさらなる輸出拡大を図るため、有望市場である〇〇において現地の食文化の発信源である飲食店を中心に、現地シェフ等（実需者）による評価及び一般消費者のニーズ（食味、価格、用途等）を多角的に把握し、現地実需者との商流構築に向けたテストマーケティングを実施する。

## 第2 契約期間

契約締結日～令和9年2月26日

## 第3 委託業務の内容

本業務は、以下の運営及びこれらに付随する業務とする。

### 1 現地でのテストマーケティングの実施

〇〇において、ターゲット層に合わせた試食及びテスト販売を実施する。

- (1) 実施場所：現地の高級日本食レストラン、日本食材店など
- (2) 対象品目：秋田県産米（あきたこまち、サキホコレ等）
- (3) 実施内容：

#### ①実需者評価とメニュー提供

シェフ等に対し、秋田県産米の加工適性（炊き上がりの光沢、粘り、冷めた際の食味等）の評価についてアンケートやヒアリング調査を実施するとともに、秋田県産米のフェアを開催し、各店舗のコンセプトに沿ったメニュー（寿司、丼、創作料理等）として来店客に一定期間提供すること。

#### ②消費者評価

来店客に対し、実食したメニューに対する満足度、価格受容性、購入意向について、アンケートやヒアリング調査を実施すること。

### 2 業務実施管理・商流構築

- (1) テストマーケティング実施店が、事業終了後も継続して秋田県産米を取り扱えるよう調整を行うこと。
- (2) 〇〇の輸入規制（残留農薬基準等）を遵守し、円滑な輸出入をサポートすること。なお、テストマーケティングに使用する米の輸送費（日本国内指定場所から現地店舗まで）及び通関諸費用は委託費に含めるものとする。
- (3) 実績報告書には、本事業を通じて得られた課題と、それに基づく次年度以降の輸出戦略案を付記すること。

#### 第4 企画提案書の記載内容

企画提案書には、以下の事項について具体的な内容を記載するものとする。

- 1 対象国の選定根拠  
対象市場の現状（市場規模、日本産米の普及状況、競合状況等）を踏まえた選定理由。
- 2 ターゲット・店舗選定根拠  
ターゲット層の設定根拠と、選定する飲食店・エリアがブランド構築に資する妥当性。
- 3 品質管理体制  
日本からの輸送から店舗での保管・炊飯に至るまで、米の鮮度（食味）を維持するための具体的な管理フロー。
- 4 プロモーション計画  
店舗での卓上POP、SNS、現地メディア等を通じた、テストマーケティング実施の認知拡大策。
- 5 市場調査及び需要調査の具体的手法  
消費者（来店客）及び実需者（シェフ・バイヤー）に対する調査の実施体制、設問設計、目標サンプル数、競合比較の基準、及び得られたデータの分析方法。
- 6 目標数値の達成根拠  
本事業の実施により、どのように目標数値（KPI）達成を目指すかの計画案。

#### 第5 実施方法

- 1 受託者は、契約後速やかに業務実施計画書を提出し、県の承認を得るものとする。また、承認された計画書に基づき、期限を厳守して業務を履行すること。
- 2 本業務を適正かつ円滑に実施するため、県と常に密接な連絡体制を構築すること。
- 3 本業務履行中に疑義が生じた場合、または計画に変更が必要な事態が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- 4 受託者が本業務を完了したときは、第6に定める成果品を添付し、速やかに委託業務完了届を提出すること。

#### 第6 成果品

成果品は、実績報告書（今後の戦略提案を含む）及び創作物の電子データとする。なお、成果品に関する一切の権利は、第7の3に定めるところによる。

#### 第7 契約に関する条件等

- 1 再委託等について
  - (1) 受託者は本業務の全てを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない。
  - (2) 受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、県の承認を得るものとする。
- 2 業務の履行に関する措置
  - (1) 県は本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
  - (2) 受託者は（1）の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要

求のあった日から 10 日以内に県に書面で提出しなければならない。

### 3 権利の帰属等

- (1) 本業務により制作された成果物（以下「本成果物」という。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者に対し、本成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者の責任と負担において、委託者が本条第 1 項に定める権利を享受できるよう必要な手続きを講じるものとする。

### 4 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

### 5 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、〇〇の輸入規制等を含め、関係法令等を遵守すること。

## 第 8 目標数値（KPI）

本事業の最終的な成果指標として、本事業の成果を活用し、事業実施 3 年後（令和 11 年度末）までに〇〇への秋田県産米輸出量を年間 50t 以上増加させることを目指す。受託者は、本事業の成果がこの中長期目標の達成にどのように寄与するか、そのロードマップを報告書に盛り込むものとする。